

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成30年7月3日
【会社名】	ナラサキ産業株式会社
【英訳名】	NARASAKI SANGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 中村 克久
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北一条西七丁目1番地(プレスト1・7) (上記は登記上の本店所在地であります。なお、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船三丁目3番8号
【電話番号】	03 - 6732 - 7350
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 毎原 吉紀
【縦覧に供する場所】	ナラサキ産業株式会社 東京本社 (東京都中央区入船三丁目3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第75期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案） >

第1号議案 株式併合の件

第1号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、株式併合の割合を2株につき1株とするよう修正動議が提出された。

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、吉田耕二、中村克久、毎原吉紀、米谷寿明、池上健治、濱谷裕、山崎洋幸、山本昌平、吉野高の9氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、橋本昭夫氏を選任する。

< 株主提案（第5号議案から第7号議案） >

第5号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

第6号議案 剰余金の処分の件

第7号議案 定款一部変更の件（投資有価証券の保有制限）

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第4号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案					
株式併合の件	19,329	290	-	97.1%	可決
第2号議案					
定款一部変更の件	19,326	293	-	97.1%	可決
第3号議案					
吉田 耕二	18,142	1,477	-	91.2%	可決
中村 克久	16,105	3,514	-	80.9%	可決
毎原 吉紀	18,309	1,310	-	92.0%	可決
米谷 寿明	18,307	1,312	-	92.0%	可決
池上 健治	18,309	1,310	-	92.0%	可決
濱谷 裕	18,309	1,310	-	92.0%	可決
山崎 洋幸	18,309	1,310	-	92.0%	可決
山本 昌平	18,171	1,448	-	91.3%	可決
吉野 高	18,253	1,366	-	91.7%	可決
第4号議案					
橋本 昭夫	19,312	307	-	97.1%	可決

< 株主提案（第5号議案から第7号議案） >

第5号議案					
定款一部変更の件	7,152	12,467	-	35.9%	否決
第6号議案					
剰余金の処分の件	-	-	-	-	-
第7号議案					
定款一部変更の件	4,572	15,047	-	22.9%	否決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第2号議案、第5号議案、第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
  - ・第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
  - ・第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第1号議案につきましては、修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議が成立する余地がなくなったため、議決権数は集計していません。
3. 第5号議案が否決となったことにより、第6号議案は株主総会の議案とならないため、採決していません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数により、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。

以上